

兵庫県農林水産推進本部会議 設置要綱

(設置)

第1条 ひょうご農林水産ビジョン2035の策定や人と環境にやさしい農業・農村振興条例の制定を踏まえ、展開する施策等について全庁横断的に検討・実施するため、兵庫県農林水産推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農林水産施策の全庁横断的な企画・総合調整に関すること。
- (2) 農林水産施策の全庁横断的な推進に関すること。
- (3) その他農林水産施策に関すること。

(組織)

第3条 本部会議に、本部長、副本部長、本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長、本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は本部会議を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 5 本部会議に必要があるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(事務局)

第5条 本部会議に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局は、農林水産部総合農政課に置く。
- 4 第2項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別表第1（第3条関係）兵庫県農林水産推進本部会議の構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	教育長 防災監 技監 理事 政策コーディネーター 総務部長 企画部長 財務部長 県民生活部長 危機管理部長 福祉部長 保健医療部長 産業労働部長 農林水産部長 環境部長 土木部長 まちづくり部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民センター長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長

別表第2（第5条関係）兵庫県農林水産推進本部会議事務局の構成員

事務局長	農林水産部次長
事務局次長	農林水産部総合農政課長
事務局	農林水産部 総務課長 " 総合農政課 農地調整官 " 農業経営課長 " 流通戦略課長 " 農林経済課長 " 農業改良課長 " 農地整備課長 " 農産園芸課長 " 畜産課長 " 畜産課 家畜安全官 " 林務課長 " 林務課 林政企画官 " 治山課長 " 水産漁港課長 " 水産漁港課 漁港整備官